

***** 投稿規程*****

投稿申込

(投稿資格)

1. 投稿者は本学会の会員であり、投稿する年度までの定められた会費を納めていること。
- 1-2. 連名で投稿する場合は、著者の合計を4名以内とし、筆頭者は本学会会員であること（筆頭者以外は非会員でも構わない）。

(投稿原稿)

2. 投稿原稿は、原則として未公開のものとする。また、その執筆においては、剽窃等他者の著作権をはじめとする知的財産権を侵害してはならない。
3. 投稿原稿の種類は、「論文」「研究ノート・資料・調査報告」「討議」「書評・文献紹介」、および「論説」の5種類とする。

(論文)

4. 「論文」は、観光研究上独創的かつ有益な研究で、観光研究およびその関連諸学問領域の理論的・方法的成果について評価考察した「理論的方法論的研究」、あるいは関連研究成果の検討の上に構築された理論モデルを提示しおこなう「実証研究」のいずれかであること。
- 4-2. 同一の論文を他学会等の査読付き論文集に重複もしくは同時に投稿することはできない。また、論文は、独立性を有し、完結性の高いものとする。

(研究ノート・資料・調査報告)

5. 「研究ノート・資料・調査報告」は、観光に関わる既発表の研究成果への新たな解釈や追加データを提示するもの、新しい調査方法・実測方法・特色ある調査や実験の速報をするもの、特色ある計画・設計・施工などの提示をするもののいずれかの内容を含むこと。

(討議)

6. 「討議」は、既発表の「論文」、「研究ノート・資料・調査報告」等に関する質問や意見およびその回答であること。

(書評・文献紹介)

7. 「書評・文献紹介」は、単なる紹介ではなく、評者

の立場から内容を詳細に検討し論評したものであること。

(論説)

8. 「論説」は、観光に関する自説の展開等を提示するものであり、新しい視点を有するとともに、自説の展開により事柄の是非を論理的に考察したり、社会経済環境変化により生じうる新たな課題の提示をするものであること。

(原稿の採否)

9. 「論文」は学術委員会が審査の上、掲載の可否を決定する。
10. 「研究ノート・資料・調査報告」「討議」「書評・文献紹介」「論説」は学術委員会が掲載の可否を決定する。

原稿の作成

(執筆の形式)

11. 投稿原稿は、投稿規程、執筆要項に定める様式にしたがい、原則として学会ホームページ上のフォーマットを利用して作成する。なお、図表・写真はカラーでも良い。
12. 投稿原稿は以下の構成に従うものとする。
「論文」
題目、著者名、著者の所属、英語の要約、キーワード、本文、補注、引用・参考文献、日本語の要約
「研究ノート・資料・調査報告」「論説」
題目、著者名、著者の所属、日本語の要約、キーワード、本文、補注、引用・参考文献
「討議」
題目、著者名、著者の所属、本文
「書評・文献紹介」
評者名、評者の所属、本文（編・著者名、書名、出版地、出版社、刊行年を明示）
13. 投稿原稿の言語は日本語を原則とし、外国語で作成する場合は英語とする。
14. その他の詳細は、執筆要項に定める。

投稿

(規定原稿ページ数)

15. 投稿原稿のページ数は原則として以下の規定ペー

ジ数以内とする。これを超える場合は、超過最大ページ数までは認める。

種	類	規定 ページ数	超過最大 ページ数
論	文	10 ページ	4 ページ
研 究 ノ ー ト	資 料		
資 調 査 報 告	説	6 ページ	2 ページ
討	議	6 ページ	2 ページ
書	評		
文 献 紹 介	介	2 ページ	1 ページ

(投稿申込書)

16. 投稿に際しては、投稿申込書に必要事項を記入し、原稿とともに提出する。投稿申込用書は学会ホームページよりダウンロードする。

(投稿方法・原稿提出先)

17. 投稿の締切は、1月、4月、7月、9月、11月の各月末とする。

18. 投稿原稿は紙原稿を郵送したうえで、電子データファイルをEメールに添付し提出する。

18-2. 電子データファイル形式はMS Word形式を基本とする。

19. 紙原稿および電子データファイルの提出先は以下とする。

〒352-8558

埼玉県新座市北野 1-2-26 立教大学観光学部内

日本観光研究学会学術委員会事務局 宛

E-mail: sadoku@jitr.jp

20. 提出された原稿は原則として返却しない。

(「論文」の投稿と審査)

21. 「論文」の投稿に際しては、完成原稿および査読用原稿をそれぞれ提出するものとする。査読用原稿は、完成原稿から著者を特定できる部分(著者名、所属、謝辞等)を削除したものとする。

21-2. 紙原稿の郵送に際しては、投稿原稿に準じてカラーもしくは白黒・片面印刷で完成原稿1部、査読用原稿3部を提出するものとする。

21-3. 電子データファイルの送信に際しては、完成原稿、査読用原稿の各1部を提出するものとする。

22. 受稿した原稿は、学術委員会が査読者を選定し、査読を依頼する。

22-2. 学術委員会は査読者による審査結果報告にもとづいて掲載の可否、修正指示等の措置を決定し、投稿者に伝える。

22-3. 掲載可と判定された場合、当該論文の電子データファイルとそれを用いて作成したPDFファイル、ならびに書誌情報データを所定の期日までに事務局に提出しなければならない。

(「研究ノート・資料・調査報告」「討議」「書評・文献紹介」「論説」の投稿)

23. 「研究ノート・資料・調査報告」「討議」「書評・文献紹介」「論説」の投稿に際しては、紙原稿3部と電子データファイルを提出するものとする。

受稿・受理

(受稿日)

24. 学術委員会事務局が紙原稿を受け取った日付をもって受稿日とする。ただし、投稿規程、執筆要項に沿わない原稿は、原則として受稿しない。

(受理日)

25. 学術委員会が原稿掲載を認めた日を受理日とする。

校正と出版

(校正)

26. 受理後の校正では、誤植以外の修正は原則として認めない。ただし、学術委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

また、カラー図表・写真を含む場合、学会がそれらを白黒に変換して著者に校正を依頼する。

(出版・公開)

27. 受理された原稿は、「観光研究」に掲載されるとともに、「科学技術情報発信・流通総合システム」(J-STAGE)にて随時公開する。なお、カラー図表・写真を含む場合、機関誌には白黒で、J-STAGEにはカラーで掲載される。

(掲載料)

28. 掲載可となった場合、掲載料として12,000円に加えて、超過1頁につき3,000円を徴収する。

(著作権について)

29. 投稿原稿の著作権は、別途定める「観光研究」著作権規程に従う。

(抜刷)

30. 執筆者には、原則として本誌 3 部を贈呈する。抜刷を希望する場合は執筆者が実費を負担する。

その他

31. 編集委員会が執筆依頼をおこなった原稿については本規程の適用外とする。
32. この規程を改訂したときは、改訂日をもって直ちに施行するものとする。

以 上

2001.03.31 決定
2013.11.06 改訂
2014.12.06 "
2015.07.31 "
2017.04.01 "